

新たな夫婦の門出をお祝いします！



『小清水町結婚新生活支援事業・結婚祝金支給事業』が始まりました

小清水町では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、結婚される夫婦の経済的不安の軽減や少子化対策を目的に、2つの補助事業をスタートします。

結婚新生活支援事業

《対象となる夫婦》 次の要件をすべて満たしている夫婦が対象となります。
 ☆婚姻日が令和4年4月1日以降
 ☆婚姻日現在の年齢が、夫婦ともに39歳以下
 ☆夫婦の所得金額の合計が400万円未満
 ☆対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方が住民票に記載され、実際に居住している。
 ☆夫婦および同居の世帯員に、町税等の滞納がない。
 ☆夫婦ともに、過去において同事業の補助金を受けていない。

《助成額(上限額)》 夫婦一組につき30万円

《対象となる経費》 ☆結婚に伴う住宅費 (住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、修繕、増築、改築、設備更新)
 ☆結婚に伴う引越費用(引越業者または運送業者へ支払った費用)

《申請期間》 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

結婚祝金支給事業

《対象となる夫婦》 次の要件をすべて満たしている夫婦が対象となります。
 ☆婚姻日が令和4年4月1日以降
 ☆婚姻日現在の年齢が、夫婦とも39歳以下
 ☆夫婦とも小清水町に住民登録をして実際に居住し、婚姻後も引き続き小清水町に居住する意思がある。
 ☆夫婦のいずれか一方が、婚姻日において半年以上前から小清水町に居住
 ☆夫婦および同居の世帯員に、町税等の滞納がない。
 ☆夫婦ともに、過去において結婚祝金の支給を受けていない。
 ☆結婚新生活支援事業において助成を受け、その補助金額が10万円を超えた場合は対象外。所得要件により対象外の場合、又は補助金額が10万円に満たない場合は、差額分が対象。

《お祝い金額(上限額)》 夫婦一組につき10万円

《申請期限》 婚姻日から1年以内

補助金を受け取るには、申請書の提出が必要になります。
 必要な書類等の詳細については、担当係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

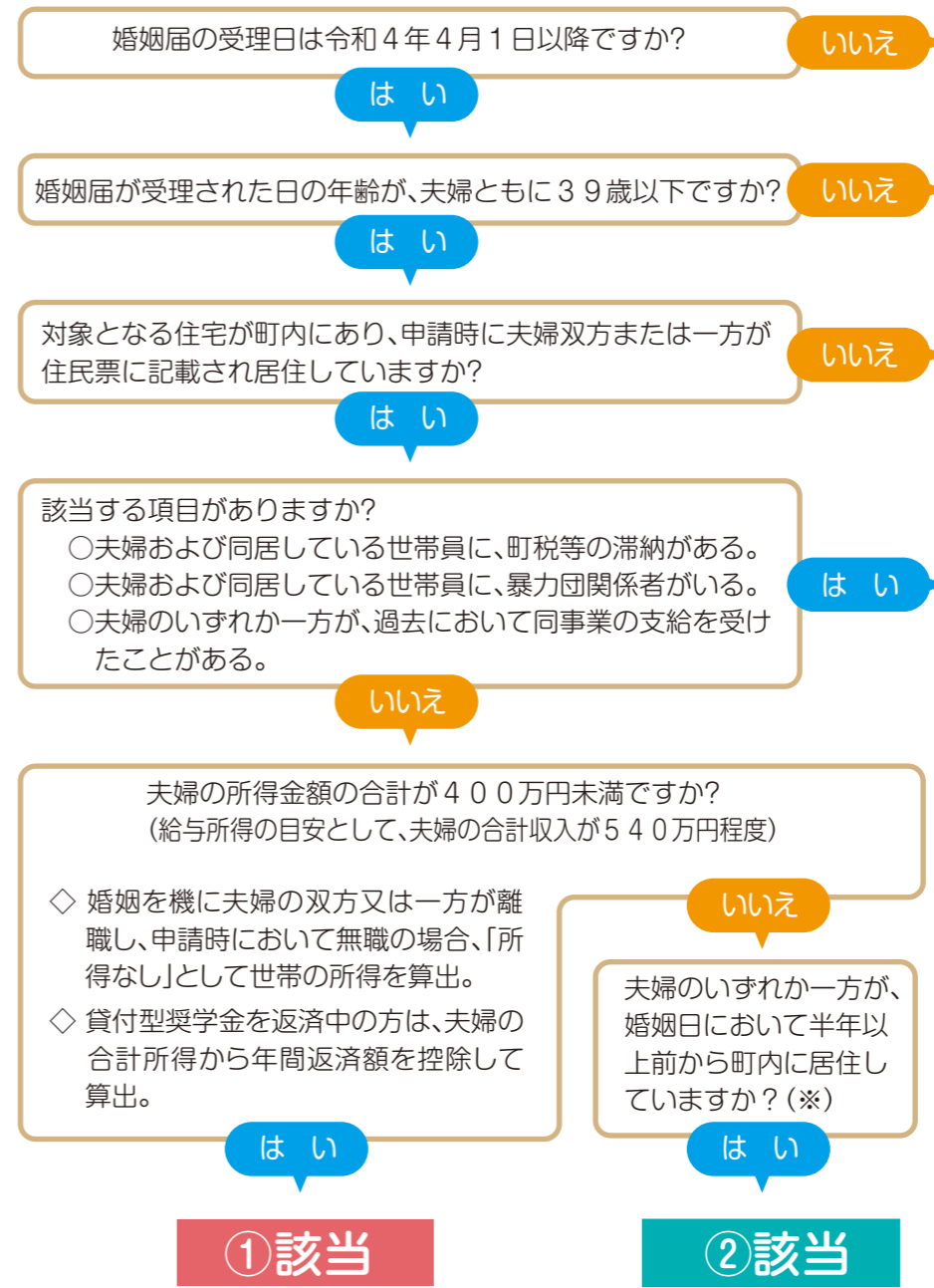
役場町民生活課町民係

☎ (62) 4472



結婚新生活支援事業・結婚祝金支給事業

結婚に伴う事業は①が優先されますが、条件によっては②の対象となり、10万円から最大30万円までの支給要件に該当します。以下のフローチャートにより、どちらの事業に該当するか確認できます。



非該当

①の該当金額が10万円未満で、(※)の要件に該当する場合は、10万円までの差額分が②に該当。

①→結婚新生活支援事業
 ②→結婚祝金支給事業